

東浦町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく補装具費の支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器の購入又は修理（以下「購入等」という。）に係る費用を助成することにより、補聴器の早期装用を促し、もって言語習得、教育等における健全な発達を支援し、難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業による軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者は、次のいずれにも該当する者（以下「対象児童」という。）とする。

- (1) 本町に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載されている18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達する日の属する年度の末日までの者）
- (2) 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない者
- (3) 補聴器の装用により、言語習得、教育等における効果が期待できると医師が判断する者
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の購入等に係る費用の助成を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、対象児童の属する世帯の構成員に申請のあった月の属する年度（4月から6月までの期間の申請にあつては前年度）の市（区）町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は、対象としない。

(助成の内容)

第3条 助成の対象となる補聴器は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）別表に規定する補聴器（補聴器の更新に係る購入の場合は、告示別表に規定する耐用年数が経過したものに限る。）とする。

2 助成金の額は、補聴器の購入等に要する額と告示別表に規定する価格に告示第3項から第5項までの規定を準用して算出した額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補聴器1台を購入等した場合は55,000円、補聴器2台（両耳用に限る。）を購入等した場合は110,000円をそれぞれ助成金の額の上限とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする対象児童又はその保護者（以下「申請者」という。）は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1）に次に掲げ

る書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 補聴器の購入（更新を除く。）の場合は、法第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師が対象児童の聴力検査を実施した上で交付する軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成についての意見書（様式第 2）（以下「医師意見書」という。）
 - (2) 医師意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書
 - (3) 対象児童の属する世帯全員の市（区）町村の所得課税証明書
 - (4) 対象児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 2 前項第 3 号及び 4 号の書類は、対象児童の属する世帯の構成員が町職員による所得状況等の確認について承諾する場合は、添付を要しないものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、県別表に規定する補聴器の耐用年数内において補聴器を更新する場合は、原則として申請できないものとする。
- 4 補聴器の修理に係る助成金の申請は、同一年度内に 2 回を限度とする。ただし、災害等本人の責任によらない事情により補聴器が毀損した場合は、この限りでない。（審査及び決定等）

第 5 条 町長は、前条の規定により助成金の支給の申請があったときは、これを審査し、助成金の支給を決定したときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給決定通知書（様式第 3）により、助成金の支給を却下した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給申請却下通知書（様式第 4）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第 6 条 前条の支給の決定を受けた申請者は、補聴器の購入等を行い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金請求書（様式第 5）に領収書又は領収書の写しを添えて、助成金の支給を請求するものとする。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 19 日から施行し、この要綱による改正後の東浦町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金申請書

年 月 日				
東浦町長				
(申請者)				
住所				
氏名				
対象児童との続柄 ()				
電話 -				
次のとおり軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成金の支給を申請します。				
対象児童	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	電話	-
購入又は修理をする補聴器の種類 ※該当する項目に○をする。		購入又は修理をする補聴器の装用耳 (右 ・ 左 ・ 両耳)		
		ポケット型 耳かけ型 耳あな型 骨導式 その他 () イヤモールド (要・否)		
同 意 書				
この申請に係る審査に際し、対象児童の属する世帯の構成員について、町が保有する所得情報等を町職員が確認することに同意します。また、この件に関して、世帯全員から承諾を得ています。				
氏名				

(添付書類)

- 1 医師意見書
- 2 医師意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書
- 3 対象児童の属する世帯全員の市（区）町村の所得課税証明書
- 4 対象児童の属する世帯全員の住民票の写し

様式第2（第4条関係）

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成についての意見書

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
障 害 名			
経過と現在の症状			
現在の聴力レベル	右 d B	左 d B	
補聴器の必要性	右（ ☐ 必要 ☐ 不要 ） 左（ ☐ 必要 ☐ 不要 ）		
補聴器の種類	高度難聴用耳かけ型 その他 種類 _____ 理由 処方における特記事項		
その他参考となる意見			
上記のとおり意見する。 年 月 日 所在地 医療機関名 医師名			

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書

様

東浦町長



年 月 日付けで申請のありました軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金について、下記のとおり交付します。

記

1 申請者氏名

2 対象児童の氏名

3 助成金額 円

内訳

様式第 4（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金申請却下通知書

様

東浦町長 

年 月 日付けで申請のありました軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金については、次の理由により交付できません。

理由

様式第5号（第6条関係）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業請求書

年 月 日

東浦町長 様

(申請者)
住 所
氏 名

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金を下記のとおり請求します。

記

1 助成金請求額 円

2 振込先口座

金 融 機 関 名		本店・支店
フリガナ		
口座名義		
口 座 番 号		
預 金 種 別	普通 ・ 当座	

※ 添付資料 領収書又は領収書の写し